



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
発行人 井上超由／編集人 奥野慎太郎
所在地 滋賀県行政書士会館
〒520-0056
大津市末広町2-1 (JR大津駅前徒歩1分)
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
E-mail : shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL : http://www.gyosei-shiga.or.jp/

他会会報の記事を読む

広報部長 奥野 慎太郎

いま、まさにお手元に取ってご覧いただいている「行政書士しが」ですが、滋賀県行政書士会の会員の皆様方や関係先を配布対象として、毎月発行している会報であるのはご存じのとおりです。

滋賀会の会報は、内部広報の意味合いが非常に強く、毎号お読みいただいているものと思いますが、一方、滋賀会会員諸兄姉の皆様方は、他の単位会の会報をお読みになったことはおありでしょうか。今回は他の都道府県の会報の記事について少しだけ紹介をします。

まず、滋賀県行政書士会の会館には広報部のスペースが2階の棚に少しだけあります。他会からお送りいただいている会報が一時的に保管されています。全てに目を通すのは時間の都合上難しいのですが、できるかぎり拝読するようにしています。

さまざまな会報がある中で、私が毎月必ず読む（見る）のは、「行政岡山」の「法務虎の穴」と、「行政ひょうご」の背表紙です。行政岡山は、全4ページの毎月発行の会報で、分量もミニマルにまとめられていて、非常に読みやすい2色刷りの会報です。その中で、顧問弁護士の方がお書きの法務関連のコラム「法務虎の穴」が毎号掲載されていて、すぐに読める文字数ながら、勉強になります。既に掲載回数は100回を超える記事です。また、行政ひょうごの背表紙には法務に関する4コマ漫画が毎号掲載されていて、とても目を惹きます。気軽に読める内容で、これまた勉強になります。この2つの記事は、内容もさることながら、毎号決まった個所に掲載されているのが、必ず目を通す要因のひとつであるようにも感じます。

個人的にではありますが、最近の会報で印象に残っている記事と理由を以下に列挙します。

・『速報「行政書士法の一部を改正する法律案」衆議院本会議・参議院本会議ともに全会一致で可決、成立』

東京会 2019.12

法律の改正について記載のある会報は他にもあるのですが、その中でも、要旨を掲載することによって、読者が概要をつかみやすい点に目が行きました。

・『寄稿「法令等の読み方・解説方法の一助になれば』』

東京会 2020.1

会員の方の寄稿ながら、5ページにわたり具体例とともに解説がなされていて、筆者が法令等をどのように読んでいらっしゃるのか非常に参考になります。行政書士業を営む中で、先輩から教えていただくということはありませんが、このような記事は非常に貴重であるように感じます。

・『契約書に関する留意点』

愛知会 2020.1

弁護士の先生が2ページにわたりお書きになっています。基本的な内容ながらも、細かく丁寧な内容で勉強になります。やはり、先ほどと同様の理由で貴重な記事であると思います。

・『特別寄稿「これから特定行政書士制度を考える』』

福島会 2020.1

こちらも寄稿です。ご自分で不服申立に関する3,000件以上のデータを集めて分析なさった結果が述べられているのは圧巻です。

・『委員会紹介 経営事項審査補助業務等処理委員会』

奈良会 2020.1

奈良会の会報は、様々な工夫がなされていて、全国的に見ても一番凝った会報である印象を私は持っております。この記事では、あまり表立たないような、単位会の中で経営事項審査業務を担う機関が抱える問題点や悩みなどが読みやすく紹介されていて、報酬についても書かれています。会員の方も気になる内容だったのではないかと思います。

・『令和元年度特定行政書士プラッシュアップ研修(第Ⅱ部)実施要項』

千葉会 2020.1

特定行政書士法定研修の過去5年にわたる単位会別修了者のデータの写しが掲載されています。平成27年から令和元年まで合計4,224名であるそうです。シンプルながら、重要な資料だと思います。

・『職務上請求書の適正な使用についての注意点』

大阪会 2020.1

職務上請求の適正使用については、多くの単位会が周知徹底しているところではありますが、こちらの記事では図解も掲載されており、より読みやすいものとなっていました。図があると目を惹くことを実感します。

以上のように、当紙面の都合により掲載しきれないほど良い記事が他にもあり、さらに他会の会報自体の良さや構成などの解説を始めると、会報数か月分の特集になってしまいかねません。これらの素晴らしい内容を、滋賀会の力だけで真似することには当然無理があるのは言うまでもありません。広報部長の立場としては、どうにかしてこれらの内容を共有できれば、会員の方の業務の一助となるのではないかとも思っております。

どのような記事をお好みであるかというのも十人十色であることと存じます。会館にお寄りの際、もしもお時間がおありでしたら、他会の会報に目を通してみていただき、広報部までご感想をいただければと存じます。参考にさせていただきたいと存じます。